

## 関 係 書 類

「NEDOバイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」に係る研究補助業務（施行令第4条第1項第13号）

1. 入札説明書
2. 派遣業務契約書（案）
3. 仕様書
4. 個人情報取扱業務契約遵守事項
5. 委任状
6. 入札書・委任状記載要領
7. 入札（価格交渉落札方式）に参加される方へ

連絡先：

国立大学法人神戸大学

財務部経理調達課経理調達グループ 田中

TEL：078-803-5387

FAX：078-803-5386

MAIL：michiyo@ruby.kobe-u.ac.jp

# 入札説明書

## 1. 競争入札に付する事項

- (1)件名: 「NEDOバイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」に係る研究補助業務(施行令第4条第1項第13号)  
(詳細は別紙仕様書のとおり)

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1)国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同3条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)各省各庁の競争参加資格(全省庁統一資格)又は神戸大学競争参加資格において、令和8年度に近畿地域の「役務の提供等」のA・B・C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3)その他契約規程第5条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (4)契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けている者であること。

## 3. 料金の支払

料金の支払は、適法な請求書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。

## 4. 競争入札執行の場所及び日時

場所: 神戸大学本部管理棟財務会計支援室  
日時: 令和8年3月2日 11時00分

## 5. 入札における注意事項

- (1)本契約は、国立大学法人神戸大学価格交渉落札方式による契約に関する取扱要項に従って競争を実施し契約する。
- (2)入札書は入札当日に配布する。提出後の入札書の取替え、変更及び取消はできないので注意すること。
- (3)代理人が入札する場合は、入札書提出時に委任状を提出すること。この場合、代理人名をもって入札すること。
- (4)入札参加者は、次のものを用意すること。
- ①入札参加者(法人)名入りの封筒(入札書を入れるために必要)
  - ②入札参加者(法人)名、住所、代表者名が入ったゴム印(支店、営業所等ではなく本社のもの)
  - ③入札参加者の印鑑(代理人等の場合は、委任状に押印したものと同じもの)  
※いずれの場合もシヤチハタ印は不可とする。
  - ④筆記用具
  - ⑤資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は神戸大学競争参加資格)の写し
  - ⑥入札参加者の名刺(当日参加する者のもので、代理人等の場合は代理人本人のもの)
  - ⑦労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可証の写し
  - ⑧委任状(競争加入者以外が入札に参加される場合)
- (5)入札書への金額の記載、価格交渉者及び落札者の決定は、以下のとおりとする。
- 例)貴社が1時間当たり単価2,200円(業務2,000円+消費税分200円)で見積られた場合
- ①入札書に記載する金額は、2,200円ではなく、 $2,200 \text{円} \times 100/110$ で得られた額(2,000円)を記載する。
  - ②価格交渉者は、各入札参加者から提出された入札書に記載された額(2,000円)が本学の定める制限の範囲内に収まった者とする。1回目の入札で本学の制限の範囲内に収まる者がいなかった場合は直ちに再度入札を行う。この場合、入札書には前回の最低価格を下回る金額を記載するか、辞退する場合は金額欄に「辞退」と記載すること。
  - ③落札者は、価格交渉者に決定した入札参加者が再度提出する入札書に記載された金額の中で最低である価格を提示した者とする。

## 6. 本件に関する連絡先

国立大学法人神戸大学財務部経理調達課経理調達グループ(担当:田中)  
電話番号: 078-803-5387

## 派 遣 業 務 契 約 書 (案)

派遣業務契約の表示 「NEDO バイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」に係る研究補助業務 (施行令第4条第1項第13号)

派 遣 業 務 代 金 額 1人1時間当たり 金「落札金額」円也 (通勤交通費含む。)  
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円也)

発注者 国立大学法人神戸大学 (以下「甲」という。) と派遣元【落札者】(以下「乙」という。)との間において、上記の派遣業務 (以下「派遣業務」という。)について、上記の派遣業務代金額で次の条項により労働者派遣契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 乙は、別記 2 に基づいて、派遣業務を行うものとする。

第 2 条 乙は、前条の定めるところにより、乙が雇用する社員 (以下「派遣社員」という。)を甲の指定する派遣業務場所に派遣し、就労させるものとする。

2 乙は、甲へ派遣する派遣労働者について、労働者派遣法第35条の規定による、派遣労働者の氏名、健康保険、厚生年金保険に関する事項などについて、派遣開始日までに書面にて甲に提出するものとする。

なお、派遣労働者の業務遂行能力に関する情報及びその他必要な事項についても同様に書面で提出するものとする。

第 3 条 本契約の派遣業務実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第 4 条 甲は、業務の実績について、業務完了後速やかに書面により乙に通知するものとする。

第 5 条 派遣業務代金の請求書は、1ヶ月分をとりまとめ速やかに、神戸大学財務部経理調達課出納グループに送付するものとする。

2 前項の派遣業務代金とは、就業時間のうち休憩時間を除く業務期間中の実労働時間に派遣業務代金額を乗じて得た額とする。

3 乙は以下の場合は、25%増の代金を甲に請求することができるものとする。

(1) 派遣社員の1日の実労働時間数が8時間を超えた場合、その超える部分について。

(2) 法定外休日勤務を行う場合。ここでいう休日とは、神戸大学職員就業規則第25条第1項(2)～(5)にいう休日とする。

(3) 深夜(午後10時から午前5時まで)勤務を行う場合。

(4) 一週間の実労働時間が40時間を超えた場合、その超える部分について。

4 乙は以下の場合は、35%増の代金を甲に請求することができるものとする。

(1) 法定休日(日曜日)に勤務を行う場合。

5 乙は以下の場合は、50%増の代金を甲に請求することができるものとする。

(1) 派遣社員の1ヶ月の超過勤務時間数が60時間を超えた場合、その超える分について。

6 甲の責に帰すべき事由により、所定の就業日に派遣社員が就業することができなかった場合、乙は甲に派遣料を請求することができる。ただし、その額は甲、乙協議のうえ決定するものとする。

7 派遣社員が乙の就業規則に定める有給休暇を事前に申請した場合、甲は当該休暇の取得に協力することとする。

第 6 条 派遣業務代金は毎月払とし、甲は、乙から適法な請求書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。

2 法の改正等により消費税及び地方消費税額の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税額の税率により計算した額とする。

第 7 条 甲及び乙は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規程を遵守し、派遣社員の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

2 甲は乙から派遣社員に係る雇入れ時の安全衛生教育の委託申し入れがあった場合には、可能な限りこれに応じるように努める等、派遣社員の安全衛生に必要な協力や配慮を行うものとする。

第 8 条 派遣元責任者、派遣先責任者、指揮命令者及び派遣社員からの苦情の申し出を受ける者は、別記 1 のとおりとする。

2 派遣元責任者及び派遣先責任者は、派遣社員に対し必要な助言、指導を行い、苦情の申し出を受けたときは、誠意をもって遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を派遣社員に通知することとする。

3 甲又は乙は、派遣元責任者、派遣先責任者及び指揮命令者に変更があった場合は、速やかに文書をもって通知するものとする。

第 9 条 甲及び乙は、派遣社員に対する労務管理の適正を図り、派遣社員の紛争防止に努めるほか、万一紛争が生じた場合、乙は甲に対し、その影響を及ぼすことがないよう措置を講ずるものとする。

2 甲は、派遣社員に対して福利厚生施設、診療施設等の利用に関して便宜を図るものとする。

第 10 条 甲は、派遣社員が業務の遂行について著しく不適当と認められる場合は、その理由を明示してその派遣社員の交替を要請することができるものとする。

2 乙が、乙の理由により派遣社員を変更する場合は、事前に甲に対して理由及び変更者を書面にて通知し甲の承認を得るものとする。

第 11 条 甲は、派遣社員が業務を遂行するうえに必要な機器、消耗品等（以下「機器等」という。）を無償で貸与するものとする。

第 12 条 乙は、前条の機器等を派遣社員に対し、善良な管理義務をもって保管させるものとする。

第 13 条 乙及び派遣社員は、故意又は重大な過失により施設及び機器等に損害を与えたときは、甲の承諾を得て原状に復すものとし、これに要する費用は乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

第 14 条 乙は、派遣社員が派遣場所において業務中に被った負傷や通勤中の事故等については、乙が労働基準法及び労働者災害補償保険法に定める事業主としての責任を負うものとする。

2 甲は乙の行う前項の手続について必要な協力を行わなければならない。

第 15 条 甲及び乙は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱業務契約遵守事項」を遵守して取り扱うものとする。

第 16 条 乙及び派遣社員は、本契約に基づく派遣就業において知り得た甲の業務上の機密事項について契約期間中はもちろんのこと、契約期間終了後も、第三者に漏らしてはならない。

第 17 条 乙は、派遣社員が甲における指揮命令及び諸規則に反し、もしくは故意又は重大な過失により第三者に対し損害を及ぼし、甲にその賠償責任が生じたときは、その損害を賠償することとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2 乙は派遣社員が、正当な理由なく派遣就業を怠り、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償することとする。

第 18 条 乙はこの契約の履行の全部もしくは一部を第三者に委託してはならない。

2 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 19 条 甲は、本契約期間中は派遣社員を雇用してはならない。

第 20 条 乙は、この契約に関する次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払見込総金額又は契約期間全体の支払総金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

（1）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違法行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会

告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

(2)公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

4 乙が第1項及び第2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第21条 甲は、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1)乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)乙がこの契約を履行する能力を失ったと明らかに認められるとき。

(3)前2号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

第22条 甲は、自己の都合によりこの契約を解除しようとするときは、派遣社員の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができるない場合は、解除しようとする日の少なくとも30日前までに文書で解除の申し出を行い、その承認を得るものとする。

2 甲及び乙は、派遣社員の責に帰すべき事由によらない派遣契約の中途解除に関しては、当該派遣契約に係る派遣社員の新たな就業機会の確保を図る等の適切な善後処理方策を講ずることとする。

3 甲は、第1項の解除の申し出ができなかった場合において、乙が派遣社員を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならない。甲の支払う賠償額は乙が当該派遣社員を休業させる場合は休業手当(労働基準法第26条)に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣社員を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかつたことにより乙が解雇の予告をしないときには30日分以上、当該予告をした日から解雇の日まで期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について(解雇予告手当労働基準法第20条)、損害の賠償を行わなければならないものとする。又、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、それぞれの責に帰すべき割合についても考慮するものとする。

4 甲は、契約の解除について乙から説明を求められた場合、その理由を明らかにしなければならない。

第23条 甲は、乙が次のいずれかに該当する時は、この契約を解除することができる。

(1)役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時労働者派遣契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約期間全体の支払見込総金額又は

契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第24条 契約保証金は、免除する。

第25条 この契約についての必要な細目は、民法及びその他の法令によるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする神戸地方裁判所とする。

第27条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議のうえ定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

甲 神戸市灘区六甲台町1番1号  
国立大学法人神戸大学  
契約担当役 理事 森山 瞳

乙 落札者  
許可番号〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

## 別記 1

派遣元責任者	落札者（最低見積金額業者） 電 話
苦情申出先	落札者（最低見積金額業者） 電 話
派遣先責任者	神戸大学文理農等キャンパス科学技術イノベーション研究科 事務課長 佐藤 浩和 電 話 078-803-5330
法定休日労働	別記2に定める法定休日の労働は、1ヶ月に○日の範囲で命ずることができるものとする。
時間外労働	別記2に定める勤務時間外の労働は1日○時間以内、月45時間以内で、年360時間以内で命ずることができるものとする。
指揮命令者・苦情申出先	神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科 准教授 中川 敬三 電 話 078-803-6302
組織単位	大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻 バイオ・環境講座 (大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻バイオ・環境講座教授)
事業所	六甲台事業所（神戸市灘区六甲台町1-1）
事業所における期間の制限に抵触する日	令和9年10月28日
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する食堂、及びその他施設については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととする。
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を甲が雇用しようとする場合は、速やかに乙に通知することとする。
無期雇用派遣労働者又は60歳以上のものに限定するか否かの別	限定しない。
派遣労働者を協定対象 派遣労働者に限定する か否かの別	
派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項	有期プロジェクト業務（労働者派遣法第40条の2第1項第3号イ）に該当 ・プロジェクト名 「NEDOバイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」 ・プロジェクトの開始及び終了予定の日 令和7年1月26日～令和11年3月31日

## 仕様書

1. 業務名 「NEDO バイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」に係る研究補助業務（施行令第4条第1項第13号）
2. 必要な要件 派遣される就業者に必要な要件は、分析法開発および実際の分析業務に2年以上の実務経験を有し、以下の経験をすべて有すること。  
① UV、IR、HPLC、GCなど機器分析に3年以上携わった経験。  
② 化学品の公定法による分析や溶出試験に携わった経験。  
③ 物性未知材料の分析法構築や構造解析に携わった経験。  
④ データ整理、報告を円滑に実施するため、Microsoft Word, Excel, Power Point等のソフトが使用できること。  
また、別紙の「作業実施要領」に記載する実験内容を熟知していること。
3. 業務内容 ① 抽出膜作製の補助および膜モジュールの作製（透水性、分離性等の性能評価を含む）。(30%)  
② 膜抽出実験及びHPLC等を用いた分析（HPLC装置の立ち上げを含む）。(40%)  
③ 所定の書式でのパソコンを用いたデータ整理とレポート作成等(30%)
4. 本業務における責任の程度 本学における相当役職は、なし。  
具体的責任は、担当業務の遂行責任のみとする。
5. 業務実施場所 神戸大学先端膜工学研究拠点5F 502(水処理膜実証システム2)、503(ガス分離膜実証システム3)、504(製膜室)、505(モジュール作製室)、506(分析室)およびバイオメディカルメンブレン研究・オープンイノベーション拠点棟207Z、301Z  
組織単位：大学院科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻バイオ・環境講座  
(神戸市灘区六甲台町1-1 TEL: 078-803-6610)
6. 業務の確認及び支払方法 業務の確認は、日々指揮命令者又は派遣先責任者が勤務簿及び日報により行うこととし、派遣元は毎月1日から月末までの勤務時間数を取りまとめ、請求書を作成すること。本学は適法な請求書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。なお、派遣先責任者が認めた場

合は日報の作成については省略することも可能とする。

7. 派遣人員  
及び勤務日

3. の業務に係る人員 1 名

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、夏季一斉休業日（令和 8 年 8 月 12 日から令和 8 年 8 月 14 日）及び年末年始（令和 8 年 12 月 29 日から令和 9 年 1 月 3 日）を除く毎日。

8. 勤務、休憩時間

勤務時間 9:30 ~ 18:30 (休憩時間 12:00 ~ 13:00)

9. 出張命令

上記 5 に拘らず本業務の遂行上必要な場合には、派遣元の承認の下に派遣社員に出張を命ずることができるものとする。

10. 休日、超過勤務

ここでいう休日とは、神戸大学職員就業規則第 25 条第 1 項（1）～（5）にいう休日とする。休日勤務を行った場合は、同一週内に振替をすることができるものとする。振替をするか、又は休日勤務に対する割増料金を支払うかのいずれかとするため、振替を行った場合は休日勤務についての割増料金は支払わない。ただし、法定休日労働は、派遣元事業主で定めた 36 協定の範囲内で命ずることができるものとする。

8. の勤務時間外の超過勤務は派遣元事業主で定めた 36 協定の範囲内で命ずることができるものとする。

11. 不正防止関係

派遣社員に下記事項を厳守する旨の誓約をさせるとともに、派遣社員の責任で本学に不利益を与えた場合は、派遣元が責任を負うこと。神戸大学の学術研究に係る行動規範及び神戸大学における研究費の適正使用のための取組指針を遵守すること。

業務実施に関連して、研究活動及び経費執行にあたっては、本学の関係規則及び当該研究費に関し定められた助成条件や使用ルール等を遵守し、研究における不正行為・研究費の不正使用を行わない、黙認しない、かつ加担しないことを約束すること。

不正に加担した場合は、本学並びに配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。

12. 個人情報保護関係

別紙「個人情報取扱業務契約遵守事項」を遵守して取り扱うものとする。

13. 派遣労働者を無期  
雇用派遣労働者  
又は 60 歳以上  
の者に限定する

限定しない。

## か否かの別

### 14. 派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項

有期プロジェクト業務（労働者派遣法第40条の2第1項第3号イ）に該当

- ・プロジェクト名

「NEDO バイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」

- ・プロジェクトの開始及び終了予定の日

令和7年1月26日～令和11年3月31日

### 15. その他

① 派遣社員は、本学を離職後1年以内のものでないこと。

② 派遣社員は、風紀・安全・衛生に努めるとともに、本学の管理運営上の規律に従うものとする。

③ 派遣業務の実施上、疑義が生じたときはその都度、派遣先と派遣元双方協議の上定めるものとする。

### 作業実施要領

この作業は、神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科において、「バイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b) 「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」にかかる実験業務、実験データの解析業務及び資料作成業務を行う。

この作業は、研究遂行上、重要な役割を担うため、作業にあたっては、指揮命令者の指示に従い、正確に作業を遂行しなければならない。作業内容は下記のとおりとする。

#### 記

- 1) 抽出膜作製の補助および膜モジュールの作製（透水性、分離性等の性能評価を含む）
- 2) 膜抽出実験及び HPLC 等を用いた分析（HPLC 装置の立ち上げを含む）
- 3) 所定の書式でのパソコンを用いたデータ整理とレポート作成等

上記研究業務について

- 1) 上記で得られた実験データの解析、とりまとめを行う。
- 2) 作業を行う研究室維持に関わる共同作業を行う。

以上

令和8年 月 日

落札業者 御中

国立大学法人神戸大学  
文理農等キャンパス科学技術イノベーション研究科  
事務課長 佐藤 浩和

### 待遇に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第 24 条の 4 第二号に定める待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 件名：「NEDO バイオものづくり革命推進事業／木質等の未利用資源を活用したバイオものづくりエコシステム構築事業／研究開発項目②-(b)「産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化」／生産プロセスの効率化および省エネルギー化を可能にする分離精製技術の開発」に係る研究補助業務  
(施行令第4条第1項第13号)

2. 待遇のそれぞれの内容

待遇の種類	食堂：有り
待遇の内容	利用可

待遇の種類	更衣室：無し
待遇の内容	利用不可

待遇の種類	休憩室：無し
待遇の内容	利用不可

待遇の種類	その他施設：有り（購買施設ほか）
待遇の内容	利用可

待遇の種類	教育訓練：有り
待遇の内容	研究室で実施する安全教育 解析装置についてメーカーが実施する使用方法説明会への参加（不定期）等